

【第3期】福岡県感染拡大防止協力金給付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、【第3期】福岡県感染拡大防止協力金（以下、「協力金」という）事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の拡大に歯止めをかけるため、令和3年3月1日から3月7日までの期間、福岡県内における飲食店等に対し行った、営業時間短縮の要請に協力した事業者に対し、協力金を予算の範囲内において、給付するものとする。

(事務の取り扱い)

第3条 福岡県から協力金事業を委託された「福岡県感染拡大防止協力金事務局」（以下、「事務局」という）が事務の取り扱いを行う。

(福岡県からの要請)

第4条 要請の区域は、福岡県内全域とする。

2 要請の対象施設は、次の各号のいずれにも該当する施設（以下、「要請対象施設」という）とする。

(1) 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を得ている施設であること

(2) 別表1に掲げる施設でないこと

3 要請の期間は、令和3年3月1日0時から3月7日24時までとする。

4 要請の内容は、次の各号に掲げる。

(1) 営業時間を5時から21時までの間とすること

(2) 酒類については提供時間を11時からとし、オーダーストップは20時30分までとすること

(給付要件)

第5条 協力金の給付対象者は、法人又は個人事業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 福岡県内において、令和3年3月1日より前に、夜21時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っている要請対象施設を運営する事業者であること。

(2) 令和3年3月1日から3月7日までの全ての期間に、前条第4項に掲げる要請に応じていること。

(3) 要請対象施設に関して、営業に必要な許認可を取得していること

(4) 福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。また、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

2 前項第2号に定める前条第4項の要請のうち第2号の要請は、酒類を提供している施設のみを対象とする。

3 第1項第2号の要請への対応は、休業している場合も要請に応じているとみなす。

(給付額)

第6条 協力金の給付額は、別表2に定める。

2 前項に定める協力金の給付は、1施設につき1回限りとする。

(誓約事項)

第7条 次の各号のいずれにも誓約した者でなければ、協力金を給付しない。

(1) 第5条に定める給付要件を全て満たしていること

- (2) 過去に【第3期】福岡県感染拡大防止協力金の給付を受けていないこと
- (3) 国が定める業種別ガイドラインに従った感染防止対策を実施していること
- (4) 申請内容に虚偽が無いこと。虚偽が判明した場合は、協力金の返還に応じるとともに、協力金と同額の違約金の支払いに応じること
- (5) 個人情報の取扱いに関して、協力金の給付手続に必要な範囲内で業務委託業者と共有することに同意すること
- (6) 申請内容を他の行政機関（国・市町村等）の求めに応じて提供することに同意すること
- (7) 申請内容に虚偽が判明した場合、申請者の名称、代表者名、協力金の内容等について公表することに同意すること
- (8) 福岡県及び事務局が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
- (9) 申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意すること
- (10) 福岡県及び事務局から追加で書類の提出依頼があった場合は応じること。また、追加提出書類を指定した期日までに提出しなかった場合は、不支給として取り扱われることに同意すること。
- (11) 福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
- (12) 申請内容に含まれる個人情報を、暴力団員又は暴力団員が事業主又は役員となっている事業者ではないことを照会するため、福岡県警察に提供することに同意すること

（協力金の申請期間）

第8条 協力金の申請期間は、令和3年3月8日から令和3年4月21日とする。

（協力金の申請）

第9条 協力金の給付を受けようとする者は、所定の申請サイトに必要事項を入力、または所定の申請書に必要事項を記入し、別表3に定める書類を添付のうえ、申請しなければならない。

2 複数の施設を申請する場合は、施設ごとに申請を行うこととする。

（協力金の給付決定通知）

第10条 前条の規定による協力金の申請があったときは、事務局はその内容及び額について審査し、申請内容が給付要件を満たしている場合、県が給付決定を行った後、電子メールまたは郵送により申請者に対し給付決定の通知を行うものとする。

（検査等）

第11条 知事は、適正な執行を図るため必要があると認めるときは、協力金の申請者に対して報告若しくは関係書類の提出を求め、若しくは帳簿、書類その他施設等を検査することができる。

（給付決定の取消）

第12条 知事は、協力金の申請者が申請書類等に虚偽その他不正の行為があったと認めたときは、協力金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（協力金の返還）

第13条 知事は、前条の規定に基づき協力金の給付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に協力金の給付を行っているときは、協力金を返還させることができる。

2 知事は前項に基づき協力金を返還させるときは、次に掲げる事項を協力金の申請者に通知する。

- (1) 返還すべき協力金の額
- (2) 違約金に関する事項

(3) 返還期限

(公表)

第14条 知事は、必要と認めるときは、申請者の名称、代表者名、協力金の内容等について公表することができる。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、協力金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年3月8日から施行する。

(別表1) 要請の対象外である施設

ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、結婚式場、葬儀場

(別表2) 給付額

令和3年3月1日から3月7日までの全ての期間、要請に応じた場合	1施設あたり28万円
---------------------------------	------------

(別表3) 協力金の申請に必要な添付書類

共通	1 通帳の写し 2 営業の実態が確認できる書類 3 施設の写真 4 営業に必要な許認可を取得していることが分かる書類の写し 5 要請に応じていることが分かる書類の写し又は写真 6 その他事務局が必要と認める書類
法人	役員名簿
個人事業者	本人確認書類の写し